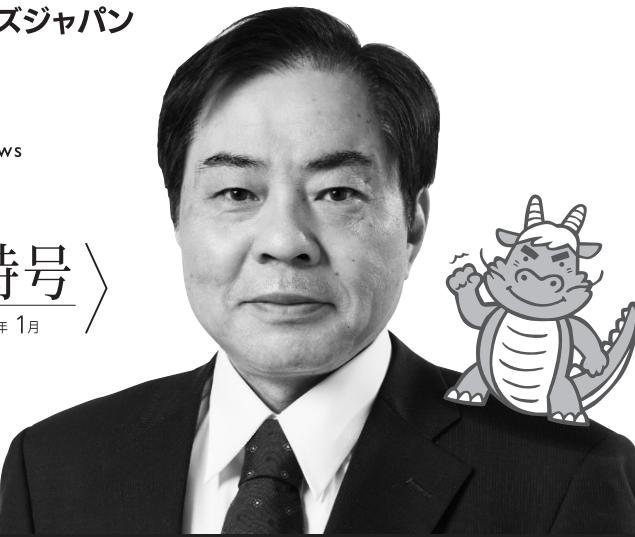


# あらき ニュース

〈臨時号〉  
2017年1月

発行: 福岡市議会議員 荒木龍昇  
〒814-0033 福岡市早良区有田5-17-7  
TEL.092-862-8980/FAX.092-862-8985  
メール f-lopas@hf.rim.or.jp

Ryusho Araki News



## 「共謀罪」は、テロ対策ではない?

自民党・公明党政権は、「二人以上で話しただけで罪になる」と言われる「共謀罪」新設を諦めていません。政府は今年の通常国会に「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する法案の提出を検討しています。法案の名称は「組織犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪」に変えていますが、内心や思想を取り締まる点で、過去、国民の反対で三度も廃案となつた「共謀罪」と実質的に中身は一緒です。この法案の内容は「テロ」とは何の関係もないのですが、政府はこれを「テロ等組織犯罪準備罪」という略称で呼んでいます。かつて廃案になつた「共謀罪」の悪印象をごまかそうとしているのです。

2020年のオリンピックまでに国内も「テロ対策」が必要というのも嘘なのです。むしろ問題なのは、自民党・公明党政権が戦争法を作り南スーダンに自衛隊を派兵したことが「テロ」を誘発させる要因をつくることになり、国内の安全を壊す状況をつくってしまったことです。「テロ対策」と「共謀罪」新設とは、もともと別個のものです。

## 日本弁護士会も反対声明(抜粋)

我が国の刑法は、人権保障の観点から、法益侵害に向けられた具体的危険性がある行為を処罰すること、そして、法益侵害の結果が発生する「結果犯」を処罰するのを原則とし、「未遂犯」の処罰は例外であり、さらに予備罪や陰謀・共謀罪は重大な犯罪について極めて“例外的”に処罰されるにすぎない。これは、かつて行われてきた国家の恣意的な刑罰権行使による人権侵害を排除し、刑事法の人権保障機能を十全に果たすための基本原則である。

ところが、共謀罪法案は、犯罪遂行の合意(共謀

又は計画)そのものを処罰するもので、「法益侵害の具体的な危険性が何ら存在しない段階の合意の成立」だけで犯罪が成立するのである。共謀罪法案は、行為を処罰し、原則として結果犯を処罰するという我が国の刑法の基本原則や法体系に反し、人権保障機能を危うくするものである。

そして、その成立要件がきわめて曖昧なため、共謀罪法案は、捜査機関の恣意的な解釈・運用を許すものである。たとえば、恣意的な運用が可能となるため、捜査機関が摘発したい団体の構成員を狙い撃ちし、逮捕・捜索することによって当該

〈裏面に続く〉

団体にダメージを与え、その活動を阻害し、その結果、結社の自由、表現の自由はもとより、思想信条の自由という内心の自由をも侵害されるおそれがある。

報道によれば、新たな共謀罪法案には「組織的犯罪集団」という要件が新たに付加されるという。しかし、この要件の有無に関する認定は、ひとえに捜査機関の判断にかかっている。たとえば、市民運動団体や労働組合など「組織的犯罪集団」ではない団体も、共謀又は計画があつたとされる時点でその団体の共同目的やその実態が犯罪遂行にあつたと捜査機関が認定すれば、「組織的犯罪集団」として共謀罪の対象となるのである。したがって、「組織的犯罪集団」という

要件は、共謀罪の適用範囲や対象を絞り、あるいはその濫用を防止するための要件足りえない。

また、新たに付加されるという「準備行為」の要件は、アメリカの州法にある顯示行為(*overt act*)を取り入れようとするものであるが、アメリカの裁判例では、共謀を裏付ける何らかの客観的行為であれば足り、必ずしも犯罪的とは言えない中立的な行為も「準備行為」と判断されている。したがって、「準備行為」の要件も、共謀罪の適用を限定し、その濫用を防止するための要件足りえない。

このように、新たな共謀罪法案は、かつての政府案と比べてその要件が限定されたとは言えず、その本質的な危険性に変わることろはない。

## 「共謀罪」は廃案に!

実際の行為や結果が生じなければ罪には問わないので近代刑法の基本原則です。しかし、共謀罪ができると、会話や相談が犯罪になってしまいます。**特定の犯罪集団だけでなく、普通の人々の権利擁護の運動も処罰されかねません。**沖縄の基地反対運動を例に挙げれば、建設阻止行動をしようと話し合った段階で拘束されるかもしれません。戦前・戦中の戦争に反対する人たちの取り締まりに利用された**「治安維持法」も同じ性格の法律でしたが、取締り対象者が拡大され、重罰化されました。**

「新」法案と言いますが、これまで何度も検討を重ねてきたことがなかったかのように、最初の悪い法案に戻っています。例えば、この法案の対象犯罪は、最初「長期4年以上(の懲役又は禁固)」の罪で600ほどもありました。これが

民主党政権時の検討で、「長期5年以上」とされ、300にまで絞られていきました。そして今回、また600です。そもそも「共謀行為」とはどういうことか? 驚いたことに、最初の法案では規定がありませんでした。民主党修正案では「具体的かつ現実的な合意」を伴う共謀とされましたが、今回、上程される法案では「遂行を二人以上で計画した者」。これも最初の法案に戻っています。自民党は、数を頼りに今度こそ自分たちの思う通りの「共謀罪」を成立させようとしています。

現行刑法には「未遂罪」もあるのに、何の為の「共謀罪」新設なのか? すでに成立してしまった「特定秘密保護法」「改悪盜聴法」「司法取引」が、この「共謀罪」とセットになると、労働組合や住民運動の監視、弾圧、組織破壊をする権力が、強化されることになります。「共謀罪」は廃案に!

皆さまの声が届く議会づくりを目指しています。

- ・ぜひ、市政に関するご意見や、日頃の生活の中でお気づきのことなどお聞かせください。
- ・2016年前期の議会報告書(無料)を希望される方は、ご連絡ください。



あらき事務所 ☎ 092-862-8980

「あらき龍昇」公式ウェブサイト  
<http://www.araki-jp.com/>

— このニュースは、議員活動の一環として、税金から賄われる「政務活動費」を用い発行しています —